

令和8年度ニジサクラ地域内自主的流通支援事業 助成実施要領

1 目的

ニジサクラの認知度向上を図るため、養殖池近隣地域で、地元のコーディネーターがニジサクラ養殖事業者と飲食店、ホテル・旅館、加工事業者（以下「飲食店等」という）との連携を強化し、ニジサクラを活用したイベント等の企画・調整を行う場合、ニジサクラ購入経費やイベント実施経費について、予算の範囲で助成を行う。

pp

2 実施主体（問い合わせ・応募先）

ニジサクラブランド推進協議会（以下「協議会」という）

（事務局）山形県農林水産部水産振興課

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

TEL 023-630-3330 FAX 023-630-3257

E-mail ysuisan#pref.yamagata.jp ※#を@へ置き換えしてメールを送付

3 事業の内容

(1) 助成対象経費

コーディネーターが、同一地域内の飲食店等とニジサクラを活用したイベント等を企画、調整する場合、以下の①、②に該当する経費を助成する。

助成対象経費（消費税を除く）	補助金額	助成金の額
① 飲食店等が購入したニジサクラ購入経費 （料理・商品として有償提供した場合に限る）	定額 ①、②合計で 上限 100,000 円 まで	①、②それぞれ で助成額を積 算する場合、千 円未満の端数 は切り捨てる ものとする。
② イベント実施経費 イベント等を実施するため、コーディネーター又は飲食店等が負担した以下の経費 ・ 物品購入費用（什器等） ・ PR活動のための経費（チラシ作成等） ただし、以下の経費は助成対象外とする。 ア コーディネーターの人件費、旅費 イ 飲食経費、ニジサクラ以外の食材費	なお、②イベン ト実施経費は、 助成額全体の 1/4を上限 とする。	

※ 助成上限額の考え方

1つの事業計画にあたり、上限 100,000 円

なお、上記の「② イベント実施経費」は助成額全体の 1/4 までとする。

【例】事業計画が全体 100 千円の場合、「②イベント実施経費」は最大 25 千円まで。

⇒ 助成額の 3/4 以上は、①ニジサクラ購入経費に充当する必要がある。

（事業計画 100 千円の場合、75 千円以上は①ニジサクラ購入経費に充当）

(2) 予算額

400,000 円 ※助成決定額が予算額に達した場合、申請受付を終了する場合がある。

(3) 事業実施期間

令和8年7月27日（月）から令和9年3月12日（金）まで

(4) 助成の要件

- ・ イベント等は県内4ブロックにおいて、主に同一ブロック内のニジサクラ養殖事業者又は流通事業者からニジサクラを購入し、そのニジサクラを活用した料理等を有償提供するものであること。
- ・ また、イベントは誰でも参加可能なものであること。
- ・ コーディネーターが関係者の連絡調整を行い、複数回（2回以上）のニジサクラ料理等の有償提供イベントを行う。複数回のイベントは、同一の飲食店等によるイベントでも、複数の飲食店等によるイベントでも助成対象とする。
- ・ 事業終了後に参加者にアンケート等を実施し、参加者の反応等をまとめ、提供状況や料理の写真を添付した報告書を作成すること。

4 申請方法

コーディネーターは、参加する飲食店等と共同で、事業開始前に、事業計画書（様式1）を、「3(3) 事業実施期間」内に「2 実施主体」までに提出すること。

5 事業計画の承認

事業計画書の内容を審査し、目的に沿った計画であるか確認したうえで、承認の可否を通知する。なお、計画承認後に参加する飲食店等やニジサクラを納入する事業者等の変更が見込まれる場合、事前に協議会あて書面で報告すること。

6 事業実績報告と助成金の交付

事業終了後、速やかに交付申請書兼実績報告書（様式2）を提出すること。

なお、複数回のイベント実施において、イベント終了毎に実績報告を行った場合は、実績に応じて、助成金を支払うことが出来る。

7 販促資材の提供

承認を受けた事業計画に関して、コーディネーターや飲食店等の希望に応じて、ニジサクラの販促資材を協議会が保有する範囲内で提供できる。

8 留意事項

- (1) 同一年度内で、同一のコーディネーター、飲食店等は、共同で参加する相手方を変更しても、2つ以上の事業計画には参加できない（年度中の申請は1回限り）。
- (2) 著しく公平性を欠くと思われる事業計画が提出された場合、協議会は計画を承認しない場合がある。
＜著しく公平性を欠くと思われる事業計画の例＞
 - ・ 同一地域内から短期間で複数の事業計画が提出されるなど、助成対象地域に偏りが発生する場合
- (3) 本事業におけるコーディネーターは、次の者を対象外とする。
 - ・ ニジサクラの養殖、流通又は販売に事業として従事している者
 - ・ 上記に雇用されている従業員